

砺波地域 循環型社会形成推進地域計画

砺波広域圏事務組合
砺波市
南砺市

平成28年12月19日

平成28年12月

目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項-----	1
(1) 対象地域 -----	1
(2) 計画期間 -----	1
(3) 基本的な方向-----	1
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標-----	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状 -----	3
(2) 生活排水の処理の現状 -----	4
(3) 一般廃棄物等の処理の目標 -----	6
(4) 生活排水処理の目標-----	8
3. 施策の内容 -----	9
(1) 発生抑制、再使用、再資源化の推進 -----	9
(2) 処理体制 -----	12
(3) 処理施設の整備-----	16
(4) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業 -----	16
(5) 施設整備に関する計画支援事業-----	17
(6) その他の施策-----	17
4. 計画のフォローアップと事後評価-----	18
(1) 計画のフォローアップ -----	18
(2) 事後評価及び計画の見直し-----	18

添付書類

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市名：砺波市、南砺市

面積：795.82 km²

人口：102,217人（平成28年3月31日現在、外国人人口を含む）

表1 対象地域の内訳

市名	砺波市	南砺市	計
面積 (km ²)	126.96	668.86	795.82
人口 (人)	49,272	52,945	102,217

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とし、計画目標年度を平成34年度とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

砺波広域圏（以下、「砺波地域」という。）を構成する砺波市と南砺市におけるごみ処理は、砺波広域圏事務組合（以下、「本組合」という。）が保有する「クリーンセンターとなみ」と「南砺リサイクルセンター」の2施設で、それぞれの処理対象地域^{*}毎で行っている。

クリーンセンターとなみは、稼動開始から25年以上が経過し、施設全体が老朽化している状況にある。一方、南砺リサイクルセンターのうち、ごみ固形燃料化プラント（燃えるごみ処理施設）は、供給先の施設維持管理費の増大と供給量の先細りから、平成24年10月以降は休止しており、現在は燃えるごみをクリーンセンターとなみと、他自治体で委託処理（焼却処理）している状況にある。

そのような状況の中、継続的に協議が重ねられていた「燃えるごみの処理方策」を多角的に検討した結果、クリーンセンターとなみの焼却施設を大規模改修することで長寿命化を図り、砺波地域内すべての燃えるごみを処理する方策が望ましいとの結論に達したことから、今回、ストックマネジメントを導入し廃棄物処理のライフサイクルコストの低減と二酸化炭素排出量の削減を目的として、基幹的設備改良事業を行うこととなった。

^{*} 砺波市と南砺市は、いずれも平成16年11月に市町村合併で誕生しているが、処理対象地域は合併以前の地域を踏襲している（添付図1（P.資料-1）参照）。

クリーンセンターとなみ管内：砺波市及び南砺市の一部（井波地域、福野地域、利賀地域）

南砺リサイクルセンター管内：南砺市の一部（福光地域、城端地域、井口地域、平地地域、上平地域）

なお、本組合では、平成25年度に「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定しており、その中で中長期的に目指していく基本理念を『環境に配慮した循環型社会の構築』と定めている。市民・事業者・行政が三者一体となる協働体制で、ごみの排出段階から「循環」、「環境への配慮」を念頭にしたシステム構築を推進していくことが望ましいと考えており、今後も「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を基に廃棄物行政に関わる各種施策に取り組んでいくものとする。

また、生活排水の処理については、下水道や農業集落排水処理施設等が整備されていない地域において浄化槽の整備に努めるものとする。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成27年度の一般廃棄物の排出・処理状況は、図1のとおりである。

総ごみ排出量は、集団回収量も含め29,158トンであり、再生利用される総資源化量は4,003トンで、リサイクル率は14%である。

中間処理による減量化量は22,094トンであり、集団回収量を除いた排出量の81%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の11%にあたる3,062トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち焼却量は24,522トンである。

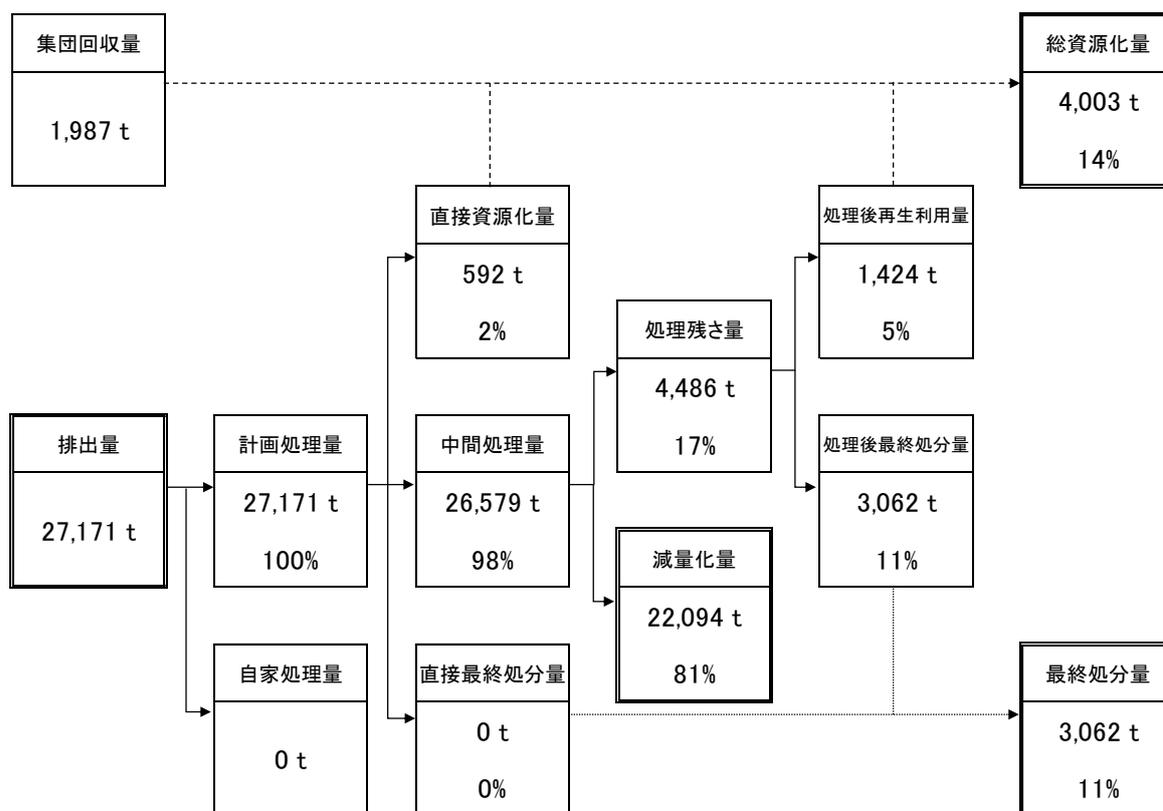


図1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成27年度）

備考）四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

(2) 生活排水の処理の現状

① 砺波市

砺波市における平成27年度の生活排水の処理状況及びし尿及び浄化槽汚泥等の排出量は図2のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で49,272人であり、水洗化人口は40,120人、汚水衛生処理率は81.4%である。

し尿排出量は1,871kl/年、浄化槽汚泥排出量は7,703kl/年であり、処理量は合わせて9,574kl/年である。

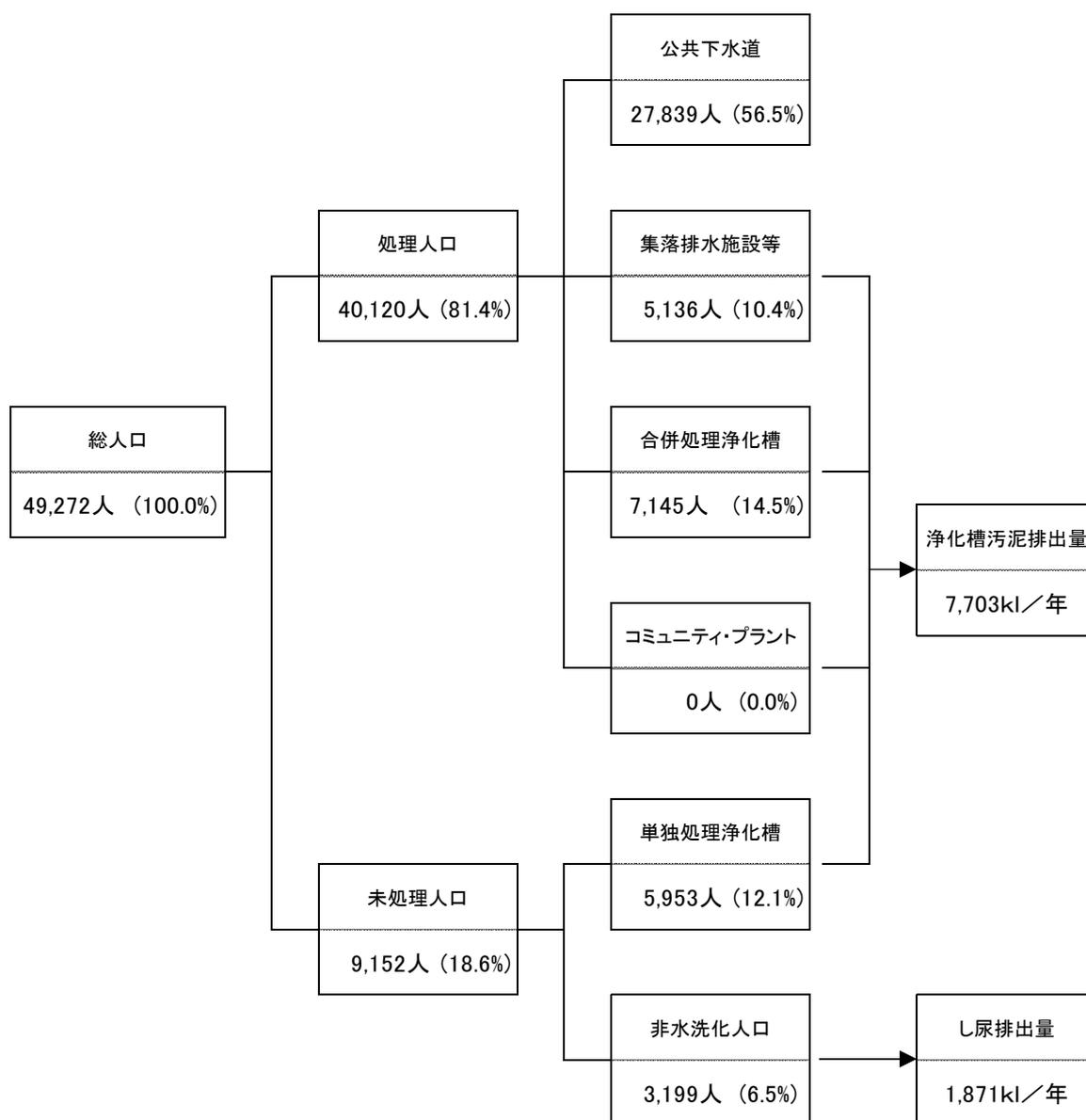


図2 砺波市における生活排水の処理状況フロー（平成27年度）

②南砺市

南砺市における平成27年度の生活排水の処理状況及びし尿及び浄化槽汚泥等の排出量は図3のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で52,945人であり、水洗化人口は48,735人、汚水衛生処理率は92.0%である。

し尿排出量は1,434kl/年、浄化槽汚泥排出量は2,391kl/年であり、処理量は合わせて3,825kl/年である。

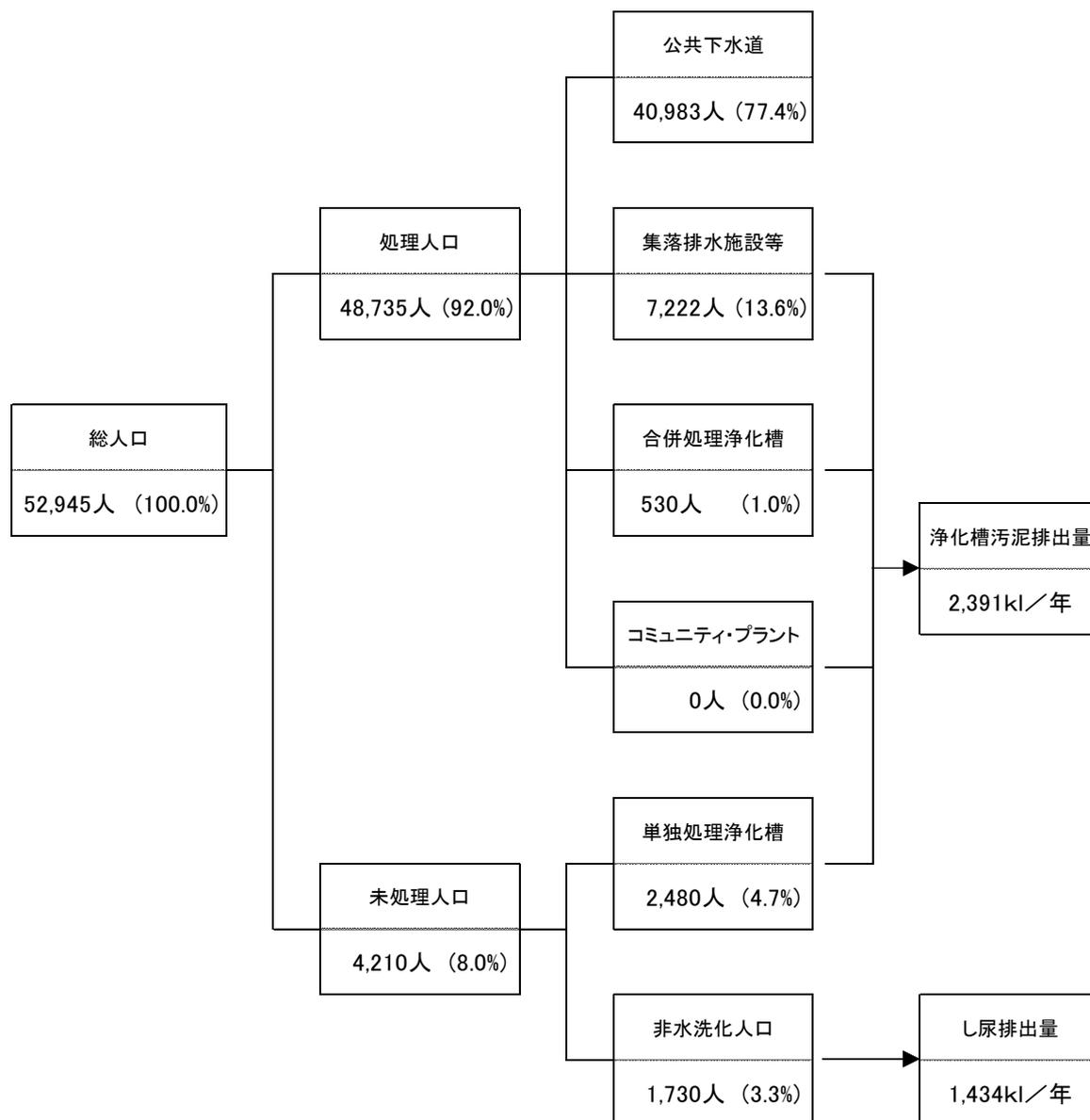


図3 南砺市における生活排水の処理状況フロー（平成27年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標	年	現 状 (割合 ^{※1})	目 標 (割合 ^{※1})
		【平成27年度】	【平成34年度】 [H27比 ^{※1}]
排 出 量 (集団回収除く)	事業系 総排出量	8,296 トン	7,446 トン [- 10.2%]
	1事業所当たりの ^{※2} 排出量	1.45 トン/事業所	1.48 トン/事業所 [+ 2.1%]
	家庭系 総排出量	18,876 トン	16,591 トン [- 12.1%]
	1人当たりの ^{※3} 排出量	171.97 kg/人	143.05 kg/人 [- 16.8%]
	合計 (事業系・家庭系) 排出量合計	27,171 トン	24,038 トン [- 11.5%]
再生利用量	直接資源化量	592 トン (2%)	1,842 トン (8%)
	総資源化量 (集団回収を含む)	4,003 トン (14%)	5,563 トン (21%)
熱 回 収 量	熱回収量 ^{※4} (年間の余熱利用量)	1,278 GJ	1,278 GJ
中間処理 による 減 量 化 量	減量化量 (中間処理前後の差)	22,094 トン (81%)	18,272 トン (76%)
最終処分量	埋立最終処分量	3,062 トン (11%)	2,538 トン (11%)
集団回収量		1,987 トン	2,335 トン [+ 17.5%]

※1 排出量の [] 値は現状[H27]に対する割合を、その他の () 値は排出量合計に対する割合

※2 1事業所当たりの排出量 = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 1人当たりの排出量 = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

※4 熱回収量(年間の余熱利用量)は、発電以外の温水利用(給湯、暖房)分

備考)四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

平成34年度の一般廃棄物の排出・処理状況は、図4のとおりである。

総ごみ排出量は、集団回収量も含め26,373トンであり、再生利用される総資源化量は5,563トンで、リサイクル率は21%である。

中間処理による減量化量は18,272トンであり、集団回収量を除いた排出量の76%を減量化する。また、集団回収量を除いた排出量の11%にあたる2,538トン埋め立てる。

なお、中間処理量のうち焼却量は20,409トンである。

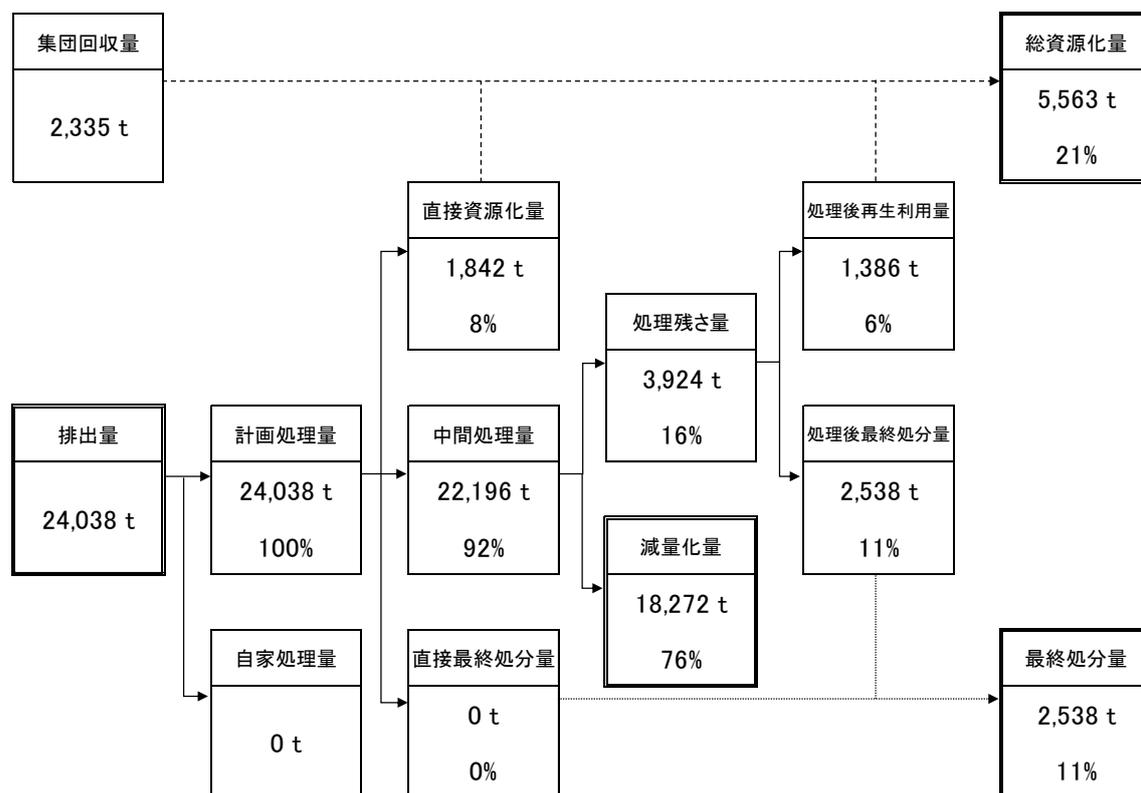


図4 一般廃棄物の処理状況フロー（平成34年度）

備考）四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

(4) 生活排水処理の目標

① 砺波市

砺波市における生活排水処理の目標については、表3のとおりである。

表3 砺波市における生活排水処理に関する現状と目標

区 分		平成27年度実績		平成34年度目標	
処理形態別人口	合併処理浄化槽	7,145 人	(14.5%)	6,478 人	(13.5%)
	公共下水道	27,839 人	(56.5%)	31,893 人	(66.3%)
	集落排水施設等	5,136 人	(10.4%)	5,381 人	(11.2%)
	コミュニティ・プラント	0 人	(0.0%)	0 人	(0.0%)
	処理人口 計	40,120 人	(81.4%)	43,752 人	(91.0%)
	未処理人口	9,152 人	(18.6%)	4,325 人	(9.0%)
	合 計	49,272 人	(100.0%)	48,077 人	(100.0%)
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,871 kl		812 kl	
	浄化槽汚泥量	7,703 kl		5,989 kl	
	合 計	9,574 kl		6,800 kl	

備考1) 四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

② 南砺市

南砺市における生活排水処理の目標については、表4のとおりである。

表4 南砺市における生活排水処理に関する現状と目標

区 分		平成27年度実績		平成34年度目標	
処理形態別人口	合併処理浄化槽	530 人	(1.0%)	482 人	(1.0%)
	公共下水道	40,983 人	(77.4%)	38,766 人	(80.0%)
	集落排水施設等	7,222 人	(13.6%)	6,479 人	(13.4%)
	コミュニティ・プラント	0 人	(0.0%)	0 人	(0.0%)
	処理人口 計	48,735 人	(92.0%)	45,727 人	(94.3%)
	未処理人口	4,210 人	(8.0%)	2,759 人	(5.7%)
	合 計	52,945 人	(100.0%)	48,486 人	(100.0%)
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,434 kl		871 kl	
	浄化槽汚泥量	2,391 kl		2,083 kl	
	合 計	3,825 kl		2,954 kl	

備考2) 四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用、再資源化の推進

①家庭における発生抑制、再使用、再資源化の推進

ア. 環境教育・環境学習の充実

子どもから高齢者までの幅広い年齢層を対象として、楽しみながらごみについて学び・知る機会を、地域社会及び学校教育の場に提供する。また、市政バスによる本組合所管の各センター等の見学や出前講座の開催等を継続し、ごみ処理事業に対する社会意識の育成に取り組んでいく。

イ. PR・啓発活動の推進

ごみに関する身近な情報や最近のリサイクルの動向などの情報を、市民・事業者・行政間で共有するため、「市広報紙」やホームページといった各種広報媒体を活用する等して情報提供していく。また、啓発活動の場（エコライフ・イベント等）の提供を継続していくことで、市民に環境を学んだり体験したりする機会を創出していく。

- 【PR・啓発活動の推進方法例】
- ポスター、キャンペーン、イベント等の広報活動によるPR
 - 副読本、ビデオ等の媒体活用による啓発
 - シンボルキャラクターのマーク、マスコット等を用いた啓発
 - チラシ、テレビ、インターネット、広報等による啓発

ウ. 不用品等の再使用促進のための啓発・支援

粗大ごみとして排出される「不用品」の中には、まだ使用に耐えるものも数多くあることから、不用品を再使用できるシステムづくりを整備し、本組合所管の各センターで不用品の斡旋を行っている。また、不用品を別の所有者に受け渡す「場所」として、フリーマーケット等の不用品交換会の場の提供を継続していく。

このような不用品の再使用にかかる活動を「リユースネットワーク」と位置づけて、引き続き、広く市民に普及させ、物を大切に使う意識の育成に取り組んでいく。

エ. 家庭系ごみの処理手数料(家庭系ごみの有料化)の適宜見直し

現在、収集燃えるごみ及び燃えないごみ（一部地域のみ）の有料化を実施している。

今後も、有料化による成果を維持・拡大していくため、ごみの減量化の進捗状況やごみ処理・処分費用の公平な負担のあり方、先進的自治体の動向等の調査・研究を行いながら、家庭系ごみの有料化（料金改定等）の見直しを適宜実施していく。

オ. 補助金制度等による経済的な支援

ごみの減量化・資源化に向けた取組を経済的な側面から支援するため、生ごみ処理容器等の設置に係る補助金交付制度や集団回収の奨励金交付制度等を継続していく。

カ. 使用済み小型家電類の資源化の推進

「小型家電リサイクル法」の施行に先駆けて、小型家電類を資源ごみとして分別回収し、リサイクルを推進し、天然資源の抑制に繋げる。

キ. 天ぷら油(動物性油脂、パーム油を除く)の資源化の推進

現在、家庭及び学校給食の調理場等から回収した天ぷら油を使用して、ハンドソープの原料としてリサイクルしたり、エオミックス燃料(EMF燃料)やバイオディーゼル燃料(BDF燃料)を製造し、ボイラー等燃料として資源化したりしている。また、天ぷら油の回収は、家庭からの水質汚濁負荷量の削減の促進にもなるため、今後も継続していく。

ク. パソコンの資源化の推進

パソコン(デスクトップやノートパソコンなどの他、本体に付属するディスプレイやキーボード等、タブレット端末も含む。)は、これまで排出禁止ごみとしていた。しかし、パソコンの利用者は年々増加しており、その資源化を促進するため、パソコンを小型家電リサイクルの回収品目として本組合所管の各センターへの直接持込(無料)を平成27年10月より開始しており、今後も継続していく。

ケ. 生ごみの資源化の推進

平成28年5月に開催された「G7 富山環境大臣会合」で、「富山物質循環フレームワーク」が採択され、食品ロスと食品廃棄物を最小化することと、それらを有効かつ安全に利用すべきとされた。

南砺市では、「南砺市バイオマスタウン構想」と連動した資源化事業を関係部局や民間資源化施設等と連携しながら推進してきているところである。中でも、生ごみは、バイオマス(生物由来の有機性資源)としての利用価値が高いことから、脱焼却処理を目指して「南砺市バイオマスタウン構想」と連動した資源化事業を引き続き推進していくとともに、家庭から排出される生ごみの分別回収について検討していくものとする。

コ. プラスチック製品の店頭回収の実施

生活用品等のプラスチック製品(プラスチック製容器包装を除く。)は、性状としてはプラスチック製容器包装と同様にリサイクルに向く素材が多く含まれているものの、燃えるごみとして排出されている状況にある。

近年、民間活力による資源化施設の整備が進められていることから、今後は、先進的自治体の事例調査・研究を進め、分別排出ルールや回収方法、受入先の整備等について検討していく。

サ. 「バイオマスタウン構想」と連動した資源化事業の推進

バイオマス資源の有効活用に取り組むため、平成23年4月に「南砺市バイオマスタウン構想」を策定し、その構想に即したバイオマスの利活用^{*}を積極的に推進してきている。これらのバイオマスには、一般廃棄物由来のものも多く含まれることから、構想と連動した資源化事業を推進するため、関係部局と連携を図りつつ、計画的に事業を推進していく。

^{*}現在実施されている利活用方法は、「肥料化」、「木質ペレット製造」、「エマルジョン燃料製造」が挙げられる。

シ. 生活排水対策に係る広報・啓蒙活動による意識啓発

家庭等から排出される水質汚濁負荷量の削減のため、次の広報・啓蒙活動を定期的実施する。

- 各構成市のホームページ等の広報媒体を通じた生活雑排水の削減対策に係る補助制度や合併処理浄化槽管理等に関する広報活動の実施
- 廃食用油ポット、三角コーナネット、ストレーナー、拭き取り紙等といった水質汚濁物質排出抑制品の普及
- 自然に優しい無リン洗剤、せっけんの使用の啓発

②事業所における発生抑制、再使用の推進

ア. 排出事業者への指導・啓発

排出事業者に対し、発生・排出抑制を促進するため、環境事業指導員を設置し、過剰包装の抑制やリターナブル容器の導入、消費時にごみの発生源となり得る要因除去の要請といった減量指導体制の強化に取り組んできたところであり、引き続き、指導等に努めていく。

今後は、多量の一般廃棄物を排出する事業者に対する「事業系一般廃棄物減量・資源化計画書」の作成と提出の義務づけについて検討していく。

イ. 事業系ごみの処理手数料の見直し

現在、事業系廃棄物については、搬入量にkg単価を乗じる従量制により課金し、有料化を行っている。

今後もこの制度を継続するとともに、実際に要する処理・処分費用に応じて、本組合所管の各センターにおける処理手数料の料金体制等を適宜見直していく。

ウ. 「とやまエコ・ストア」協力店登録制度の活用と市民への周知

富山県では、レジ袋無料配布廃止の取組結果として、高水準のマイバッグ持参率が維持されている状況を受け、エコライフの一層の定着・拡大を図るため「とやまエコ・ストア制度[※]」を創設した。

今後も、本制度の活用を小売店等に働きかけるとともに、協力店を市民に広く周知していく。

[※]レジ袋無料配布廃止に加え、資源ごみの店頭回収、環境に配慮した店舗空調温度の設定など、消費者と協働で環境配慮行動に積極的に取り組む小売店舗を登録する制度。

エ. 補助金制度等による経済的な支援

ごみの減量化及び資源化に向けた取組を経済的な側面から支援するため、中小企業を対象としたリサイクル設備・機器の導入に係る補給制度（設備・機器を導入するために受けた融資の利子を補給する制度）を実施しており、今後も継続していく。

また、各種団体を対象とした生ごみ処理機の設置に係る補助金交付制度の継続や、その他事業所が資源化に取り組める環境整備について調査・研究していく。

(2) 処理体制

①家庭系一般廃棄物処理体制の現状と今後

家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後については、表5 (P.14, 15) のとおりである。

本組合が保有する環境衛生施設は2施設あり、クリーンセンターとなみ管内と南砺リサイクルセンター管内では、分別区分や分別区分に対応する品目が異なっている。また、それぞれの処理対象地域は、市町村合併以前の地域を踏襲していることから、南砺市においては2種類の分別区分体制が存在している状況となっている*。

今回、燃えるごみの「両市統合処理(施設の集約化)」を行い、施設運営の効率化(施設の初期投資費、維持管理費の削減等)を図るために、クリーンセンターとなみの基幹的設備改良事業を実施する。そこで、基幹的設備改良に伴い、施設の効率的な運営を図っていくため、分別排出ルール(焼却対象物)や収集方式、収集頻度等の見直しを行い、砺波地域内での分別統一を図っていくものとする。

また、最終処分については、クリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場と南砺リサイクルセンター蔵原最終処分場で処分を行ってきたが、クリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場は残余容量が逼迫してきている状況にある。測量等による試算では約6年後には満了となる見込みであることから、将来、安定した処分を行えるよう、新たな施設の建設又は民間委託等について、多角的に検討し課題等の整理を行っているところである。

②事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物については、事業者の処理責任での適正処理が原則であるが、自己処理できない場合は、有料による自己搬入又は収集運搬許可業者による搬入を認めている。

今後も引き続き、不適正な処理や不法投棄を未然に防止するため、処理の流れを排出事業者自らが把握・管理するマニフェスト(出荷目録)制度を採用し、ごみの減量化を進めていく。また、より一層の事業系ごみの減量化・資源化を推進するため、それぞれの事業所に適切な処理方法が取り入れられるように支援する。

③一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、クリーンセンターとなみでは一部の産業廃棄物の受入を認めており、排出事業者に対して、委託契約書の作成及びマニフェスト制度(許可業者に収集運搬を委託している場合)の採用を指導する等して、適正な管理のもと併せて処理・処分している。

今後は、排出者責任の徹底と事業所間の費用負担の公平性を確保するため、搬入規制についての検討を行っていく。なお、将来的には受け入れない方向へ進めていく予定としている。

④生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、下水道及び集落排水施設等の処理区域以外の人口散在地域等において、合併処理浄化槽の整備を引き続き進めていく。

し尿及び浄化槽汚泥は、砺波市と南砺市のうち平・上平地域以外*はし尿処理施設において処理されており、平・上平地域*は下水道終末処理施設で処理されている。

*添付図1 (P.資料-1)を参照のこと。

⑤今後の処理体制の要点

- ◇基幹的設備改良に伴い、施設の効率的な運営を図っていくため、分別排出ルール（焼却対象物）や収集方式、収集頻度等の見直しを行い、砺波地域内での分別統一を図っていくものとする。
- ◇下水道及び集落排水施設等の処理区域以外の人口散在地域等において、合併処理浄化槽の整備を引き続き進めていく。

表5 砺波地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（1 / 3 砺波市）

砺波市（平成27年度）					今 後（平成34年度）				
分別区分	処理方式	処理施設等		処理実績 (トン)	分別区分	処理方式	処理施設等		処理予測 (トン)
		一次処理	二次処理				一次処理	二次処理	
燃えるごみ	焼却	・クリーンセンターとなみ 焼却施設	・南砺リサイクルセンター 固形燃料化プラント (積込み中継施設) 【→・富山地区広域圏 クリーンセンター】	7,424.31	燃えるごみ	焼却	・クリーンセンターとなみ 焼却施設	・クリーンセンターとなみ 一般廃棄物最終処分場	6,123.06
燃えないごみ	破碎 選別 保管	・クリーンセンターとなみ 粗大ごみ処理施設	・クリーンセンターとなみ 焼却施設	327.18	燃えないごみ	破碎 選別 保管	・クリーンセンターとなみ 粗大ごみ処理施設	・クリーンセンターとなみ 焼却施設	235.50
有害ごみ				3.32	有害ごみ				5.26
危険ごみ				3.21	危険ごみ				4.91
粗大ごみ				697.83	粗大ごみ				526.79
タイヤ・バッテリー				8.45	タイヤ・バッテリー				6.32
がれき類				76.27	がれき類				59.84
家電リサイクル法 対象品				1.06	家電リサイクル法 対象品				0.70
ビン、缶				144.88	ビン、缶				178.29
古紙類				83.26	古紙類				155.83
小型家電類				29.73	小型家電類				53.52
資源	資源化	・民間業者に処理委託	-	4.37	資源	資源化	・民間業者に処理委託	-	6.32
紙容器包装				79.10	紙容器包装				144.25
ペットボトル				25.05	ペットボトル				34.92
プラスチック包装				172.24	プラスチック包装				276.38
白色トレー				1.73	白色トレー				5.62
天ぷら油				4.19	天ぷら油				7.02
生ごみ					生ごみ				435.89
プラスチック製品 (容器包装以外)					プラスチック製品 (容器包装以外)				17.55

表5 砺波地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（2 / 3 南砺市）

南砺市（平成27年度）					今 後（平成34年度）				
分別区分	処理方式	処理施設等		処理実績 (トン)	分別区分	処理方式	処理施設等		処理予測 (トン)
		一次処理	二次処理				一次処理	二次処理	
燃えるごみ	選別 焼却	【クリーンセンターとなみ管内】 ・クリーンセンターとなみ 焼却施設	【クリーンセンターとなみ管内】 ・南砺リサイクルセンター 固形燃料化プラント (積込み中継施設) 【→・富山地区広域圏 クリーンセンター】 ・クリーンセンターとなみ 一般廃棄物最終処分場	8,330.05	燃えるごみ	焼却	【南砺市全域】 ・クリーンセンターとなみ 焼却施設	【南砺市全域】 ・クリーンセンターとなみ 一般廃棄物最終処分場	6,322.75
燃えないごみ	破碎 選別 圧縮 保管	【南砺リサイクルセンター管内】 ・南砺リサイクルセンター 固形燃料化プラント (積込み中継施設)	【南砺リサイクルセンター管内】 ・クリーンセンターとなみ 焼却施設 ・富山地区広域圏 クリーンセンター ・民間業者に処理委託	440.21	燃えないごみ	破碎 選別 圧縮 保管	【南砺リサイクルセンター管内】 ・南砺リサイクルセンター 資源リサイクルプラント	【南砺リサイクルセンター管内】 ・クリーンセンターとなみ 焼却施設	335.54
有害ごみ				2.41	有害ごみ				4.07
危険ごみ				3.71	危険ごみ				5.13
粗大ごみ				220.57	粗大ごみ				152.20
タイヤ・バッテリー				7.06	タイヤ・バッテリー				5.13
がれき類				33.88	がれき類				26.55
家電リサイクル法 対象品				3.40	家電リサイクル法 対象品				2.83
ビン、缶				306.92	ビン、缶				300.86
紙容器包装				0.10	紙容器包装				0.15
ペットボトル				38.09	ペットボトル				37.27
資源	資源化	【南砺市全域】 ・民間業者に処理委託	-	0.11	資源	資源化	【南砺市全域】 ・民間業者に処理委託	-	0.17
プラスチック包装				109.66	プラスチック包装				159.66
白色トレー				2.39	白色トレー				3.61
古紙類				66.00	古紙類				158.21
小型家電類				5.02	小型家電類				9.38
パソコン				1.19	パソコン				1.59
生ごみ					生ごみ				455.88
プラスチック製品 (容器包装以外)					プラスチック製品 (容器包装以外)				18.58

表5 砺波地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（3 / 3 砺波地域）

砺波地域（平成27年度）							
分別区分	処理方式	処理施設等		処理実績 (トン)			
		一次処理	二次処理				
燃えるごみ	選別 焼却	【クリーンセンターとなみ管内】 ・クリーンセンターとなみ 焼却施設	【クリーンセンターとなみ管内】 ・南砺リサイクルセンター 固形燃料化プラント (積込み中継施設) [→ 富山地区広域圏 クリーンセンター] ・クリーンセンターとなみ 一般廃棄物最終処分場	15,754.36			
		【南砺リサイクルセンター管内】 ・南砺リサイクルセンター 固形燃料化プラント (積込み中継施設)	【南砺リサイクルセンター管内】 ・クリーンセンターとなみ 焼却施設 ・富山地区広域圏 クリーンセンター ・民間業者に処理委託				
燃えないごみ	破碎 選別 圧縮 保管	【クリーンセンターとなみ管内】 ・クリーンセンターとなみ 粗大ごみ処理施設	【クリーンセンターとなみ管内】 ・クリーンセンターとなみ 焼却施設 ・クリーンセンターとなみ 一般廃棄物最終処分場 ・民間業者に処理委託	767.39			
有害ごみ				5.73			
危険ごみ				6.92			
粗大ごみ				918.40			
タイヤ・バッテリー				15.51			
がれき類				110.15			
家電リサイクル法 対象品				4.46			
資 源 ご み				ビン、缶	【南砺リサイクルセンター管内】 ・南砺リサイクルセンター 資源リサイクルプラント	【南砺リサイクルセンター管内】 ・クリーンセンターとなみ 焼却施設	451.80
				紙容器包装			0.10
				ペットボトル		・クリーンセンターとなみ 粗大ごみ処理施設	38.09
	プラ容器包装		・南砺リサイクルセンター 蔵原最終処分場	0.11			
	白色トレー		・民間業者に処理委託	2.39			
	古紙類			149.26			
	小型家電類			34.75			
	パソコン			5.56			
ご み	紙容器包装	資源化 ・民間業者に処理委託	-	188.76			
	ペットボトル			46.29			
	プラ容器包装			367.53			
	白色トレー			3.91			
	天ぷら油			4.19			

今 後（平成34年度）							
分別区分	処理方式	処理施設等		処理予測 (トン)			
		一次処理	二次処理				
燃えるごみ	焼却	【砺波地域全域】 ・クリーンセンターとなみ 焼却施設	【砺波地域全域】 ・クリーンセンターとなみ 一般廃棄物最終処分場	12,445.81			
		【南砺リサイクルセンター管内】 ・南砺リサイクルセンター 積込み中継施設を經由					
燃えないごみ	破碎 選別 圧縮 保管	【クリーンセンターとなみ管内】 ・クリーンセンターとなみ 粗大ごみ処理施設	【クリーンセンターとなみ管内】 ・クリーンセンターとなみ 焼却施設 ・クリーンセンターとなみ 一般廃棄物最終処分場 ・民間業者に処理委託	571.04			
有害ごみ				9.33			
危険ごみ				10.04			
粗大ごみ				678.99			
タイヤ・バッテリー				11.45			
がれき類				86.39			
家電リサイクル法 対象品				3.53			
資 源 ご み				ビン、缶	【南砺リサイクルセンター管内】 ・南砺リサイクルセンター 資源リサイクルプラント	【南砺リサイクルセンター管内】 ・クリーンセンターとなみ 焼却施設	479.15
				紙容器包装			0.15
				ペットボトル		・クリーンセンターとなみ 粗大ごみ処理施設	37.27
	プラ容器包装		・南砺リサイクルセンター 蔵原最終処分場	0.17			
	白色トレー		・民間業者に処理委託	3.61			
	古紙類			314.04			
	小型家電類			62.90			
	パソコン			7.91			
ご み	紙容器包装	資源化 ・民間業者に処理委託	-	303.91			
	ペットボトル			55.70			
	プラ容器包装			566.27			
	白色トレー			8.91			
	天ぷら油			7.02			
生ごみ	891.77						
プラスチック製品 (容器包装以外)	36.13						

(3) 処理施設の整備

① 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制で処理を行うため、表6のとおり必要な施設整備を行う。

表6 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	廃棄物処理施設への先進的設備導入事業	クリーンセンターとなみ基幹的設備改良事業 ^{※1}	90t/24h	砺波市太田1873-1	H30～H33

【整備理由】事業番号1：燃えるごみの「両市統合処理(施設の集約化)」を行い、施設運営の効率化(施設の初期投資費、維持管理費の削減等)を図るため。

※1「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付要綱」の交付対象事業に該当。

② 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表7のとおり行う。

表7 砺波市の合併処理浄化槽の整備計画

事業番号	事業	直近の整備済 基数(基) (平成27年度)	整備計画 基数(基)	整備計画 人口(人)	事業期間
2	浄化槽設置整備事業 ^{※2}	30	70	210	H32, H33
—	浄化槽市町村整備推進事業	—	—	—	—
—	その他地方単独事業	—	—	—	—
—	合計	30	70	210	

※2「循環型社会形成推進交付金交付要綱」の交付対象事業に該当。

備考)平成29～31年度における整備は、「砺波地方衛生施設組合地域 循環型社会形成推進地域計画」に基づき行われる。

(4) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

上記(3)①の施設整備に先立ち、表8のとおり長寿命化総合計画策定支援事業を行う。

表8 長寿命化総合計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	廃棄物処理施設への先進的設備導入事業(事業番号1)に係る長寿命化総合計画策定支援事業 ^{※3}	環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き(ごみ焼却施設編)」に基づき、クリーンセンターとなみの総合的な長寿命化計画を策定する。	H29

※3「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付要綱」の交付対象事業に該当。

(5) 施設整備に関する計画支援事業

上記(3)①の施設整備に先立ち、表9のとおり計画支援事業を行う。

表9 計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
32	廃棄物処理施設への先進的設備導入事業（事業番号1）に係る生活環境影響調査事業 ^{*1}	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に伴う生活環境影響調査を行う。	H29～H30
33	廃棄物処理施設への先進的設備導入事業（事業番号1）に係る事業者選定支援等事業 ^{*1}	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に係る工事発注仕様書等作成、事業者選定の支援を行う。	H29

^{*1} 「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）交付要綱」の交付対象事業に該当。

(6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

① 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、家電販売店に引き取ってもらう方法（料金販売店回収方式）と、特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の交付を受けたものにより、各センターへ運搬手数料を支払って持込む方法がある。特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収・再商品化がなされるよう、引き続き、回収方法の普及啓発を行っていく。

② 不法投棄防止対策の推進・監視体制の整備

不法投棄等の発生防止対策をさらに強化していくために国が設定した「全国ごみ不法投棄監視ウィーク^{*2}」の活動に参画し、清掃美化活動や山林・河川等の巡回監視パトロール等を実施している。さらに、年間を通じて、行政職員による定期的なパトロールの他、「不法投棄防止パトロール員」や「不法投棄監視員」を地元の方に委嘱し、パトロールの強化を図っている。また、土地所有者等に対する自主的な監視の啓発に努め、必要に応じて、不法投棄監視カメラを設置する等、監視体制の強化を図っている。

今後も引き続き、モラル向上のための啓発を進め、厳正で適切な対策を推進していくとともに、有料化に付随する問題でもある不法投棄対策について十分な検討を行っていく。

^{*2} 5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までをいう。

③ 災害時の廃棄物処理に関する事項

各構成市で策定した「地域防災計画」内で想定されている地震や水害によって発生する災害廃棄物の処理を適切かつ迅速に行えるような体制を整備するとともに、平常時から県及び近隣市町村等の関係機関と連携し、被災時における廃棄物処理体制を整備していく。

また、災害廃棄物の基本的な対応や災害時の組織体制等の基本事項を示した「災害廃棄物処理計画」の策定を進めていく。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本組合及び各構成市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて国及び富山県と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行うものとする。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、進捗状況の把握を行い、その結果が取りまとめられた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行うものとする。

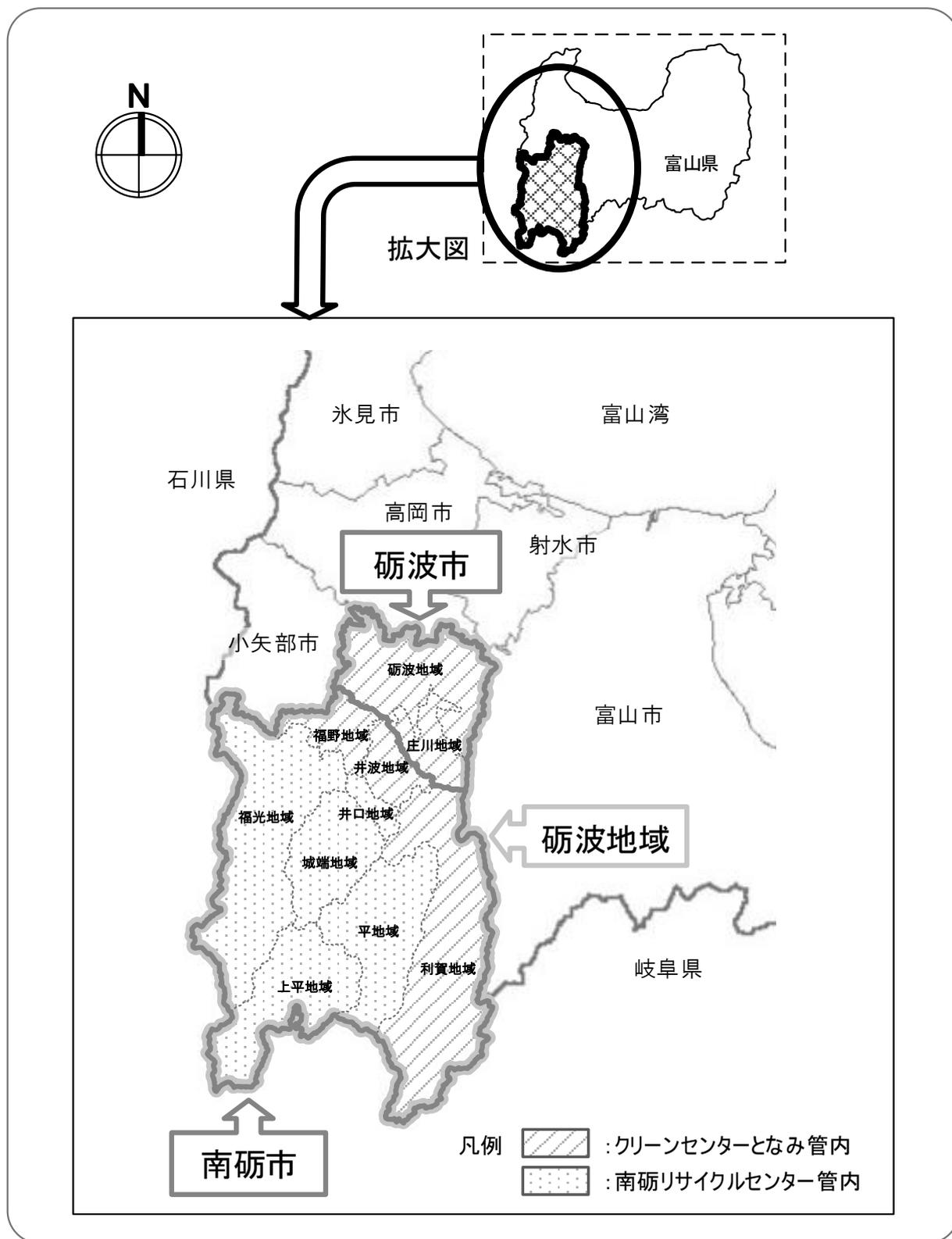
また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

砺波地域 循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧

1. 対象地域図 ----- 資料- 1
 2. 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ ----- 資料- 2
 3. 生活排水処理に係る計画図 ----- 資料- 5
 4. 現有処理施設の概要 ----- 資料- 6
 5. 地域内の施設の現況と予定(位置図) ----- 資料- 7
-
- 様式1 (循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1) ----- 資料- 8
 - 様式2 (循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2) ----- 資料-12
 - 様式3 (地域の循環型社会形成推進のための施策一覧) ----- 資料-13
-
- 参考資料様式2 (施設概要:熱回収施設系) ----- 資料-14
 - 参考資料様式5 (施設概要:浄化槽系) ----- 資料-15
 - 参考資料様式6 (長寿命化総合計画策定支援概要) ----- 資料-16
 - 参考資料様式6 (計画支援概要) ----- 資料-17

1. 対象地域図

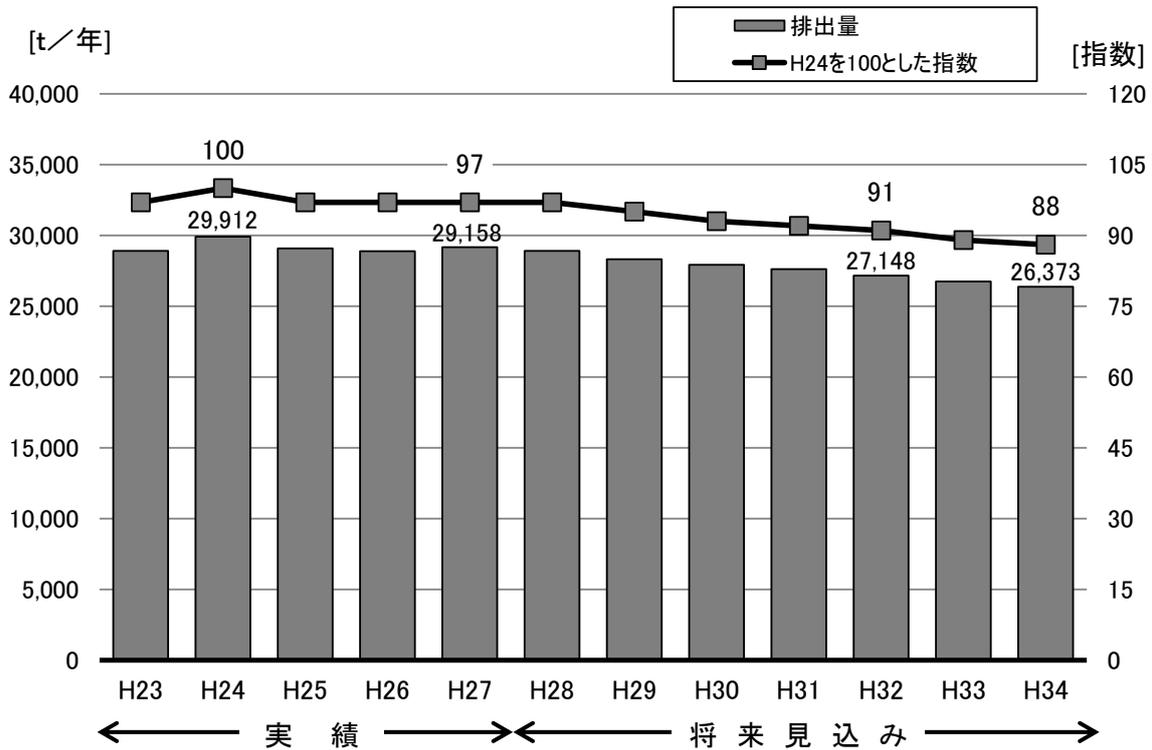


構成市名	砺波市、南砺市
面積	795.82 km ²

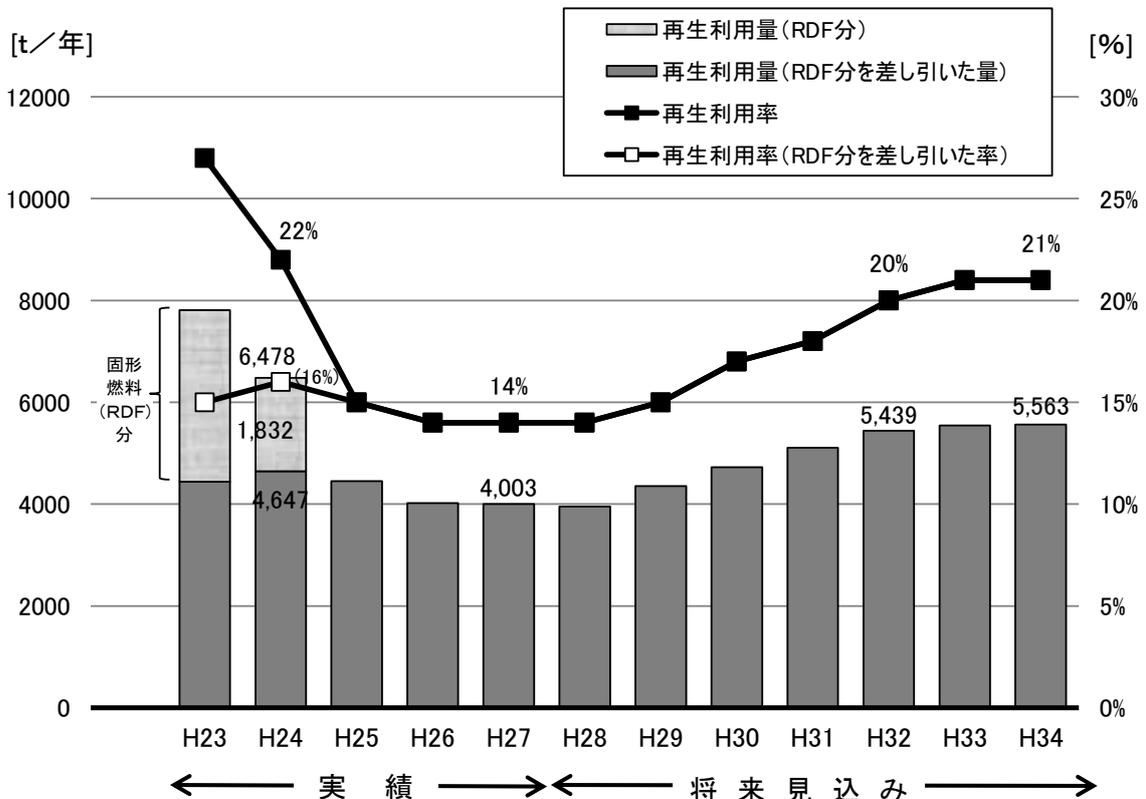
添付図 1 対象地域図

2. 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ

(1) 一般廃棄物に係る減量化等の目標及び収集人口の推移



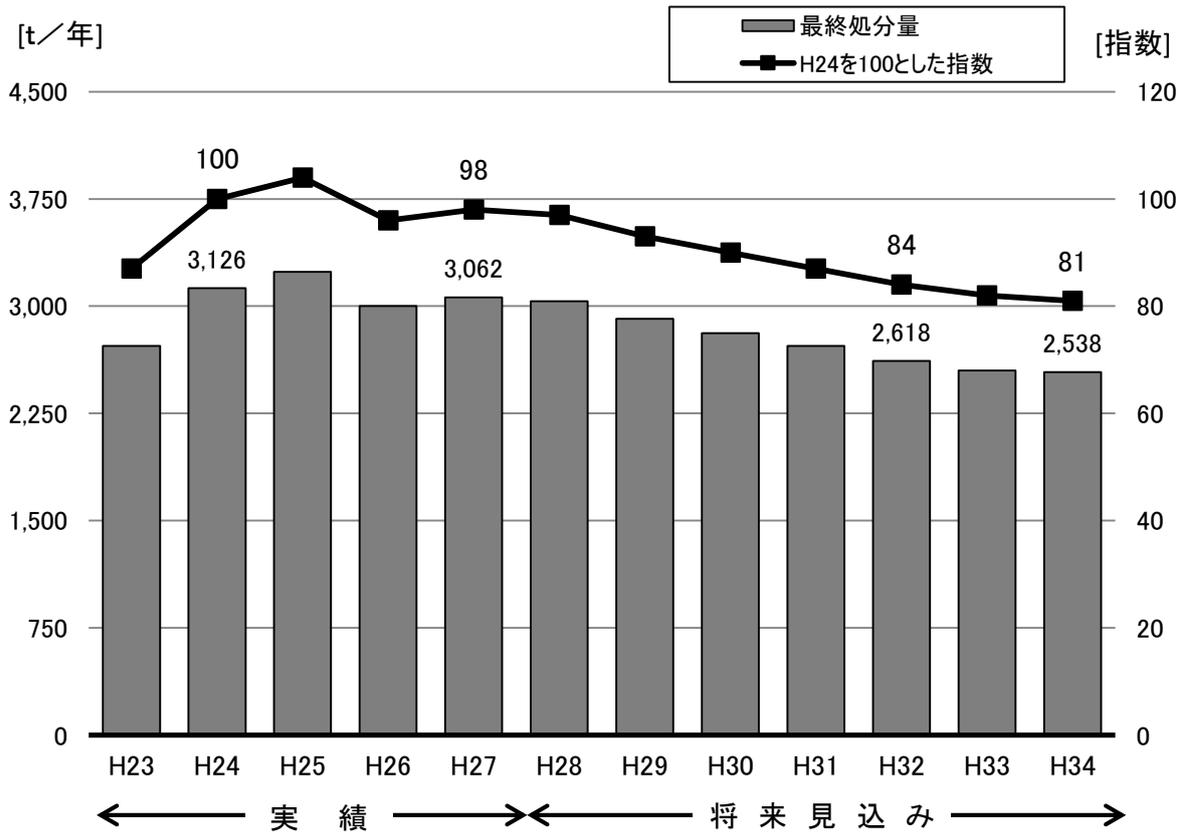
添付図2 総ごみ排出量（集団回収含む。）の推移



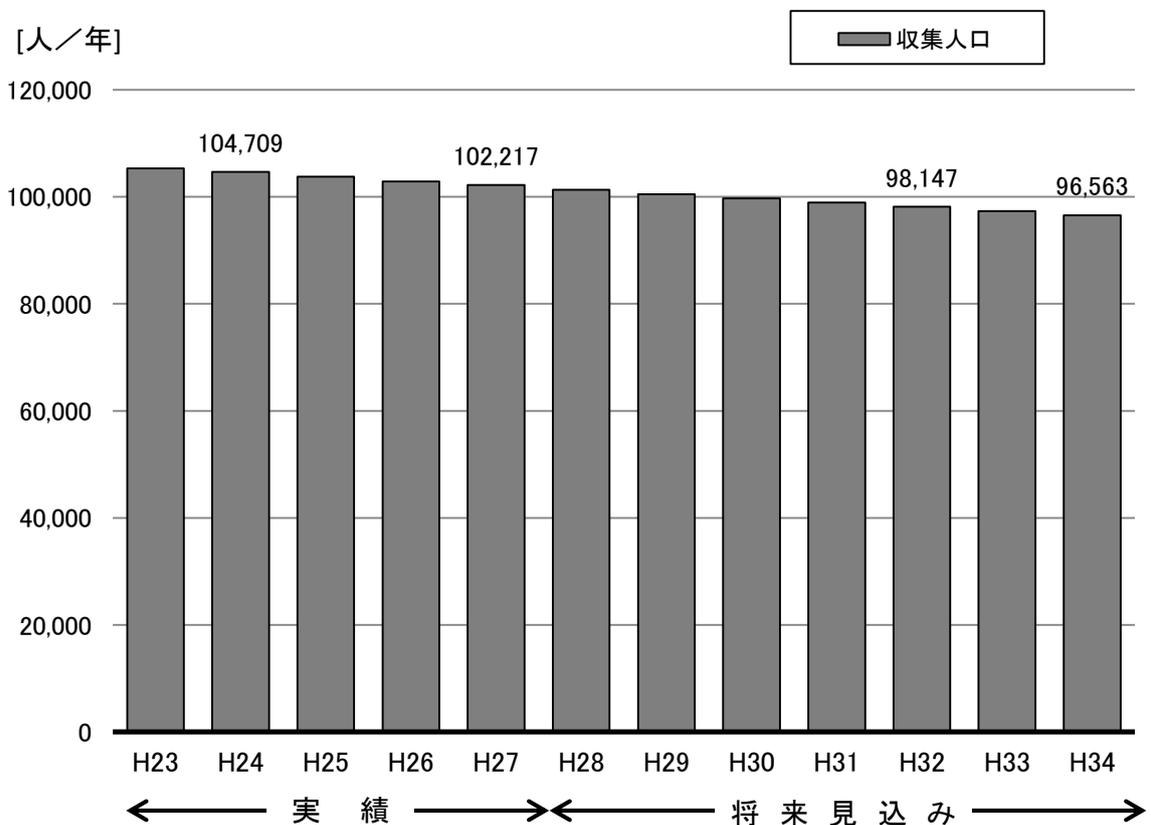
備考1) 平成24年9月までは、南砺リサイクルセンター固形燃料化プラントで製造されていた固形燃料（RDF）の再生利用量を含む。

備考2) 四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

添付図3 再生利用量の推移



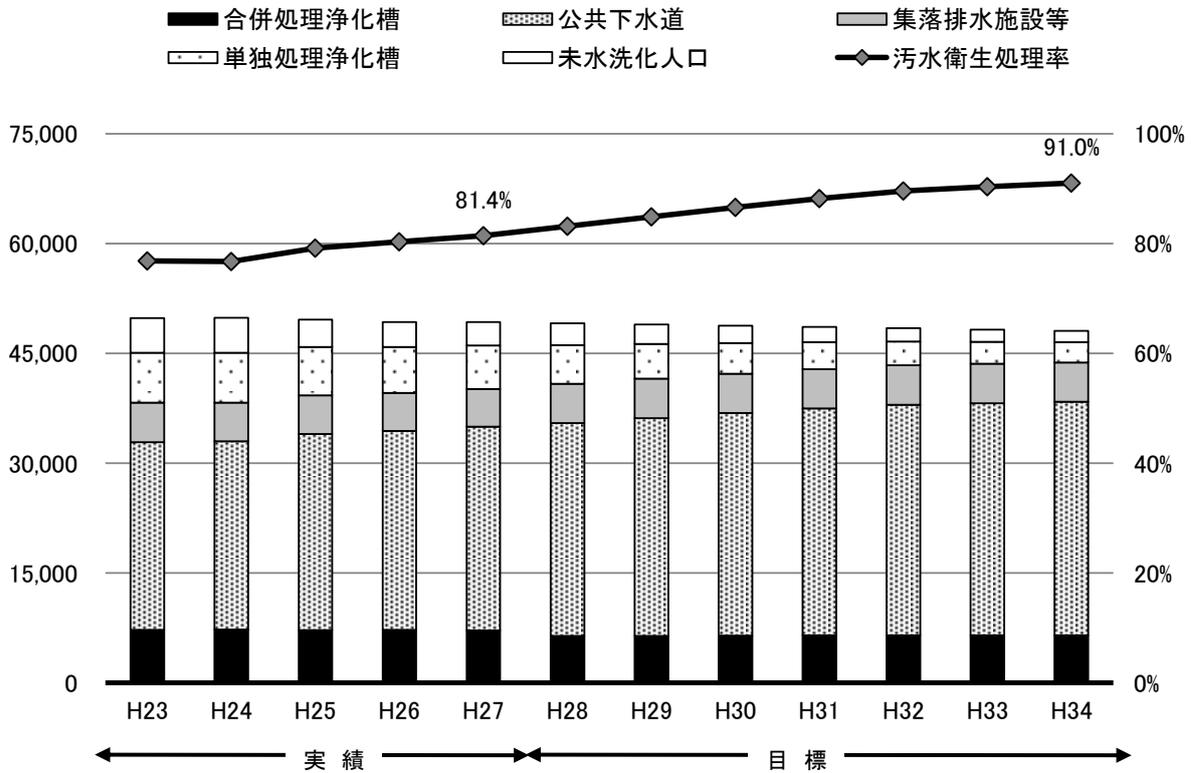
添付図4 最終処分量の推移



添付図5 収集人口の推移

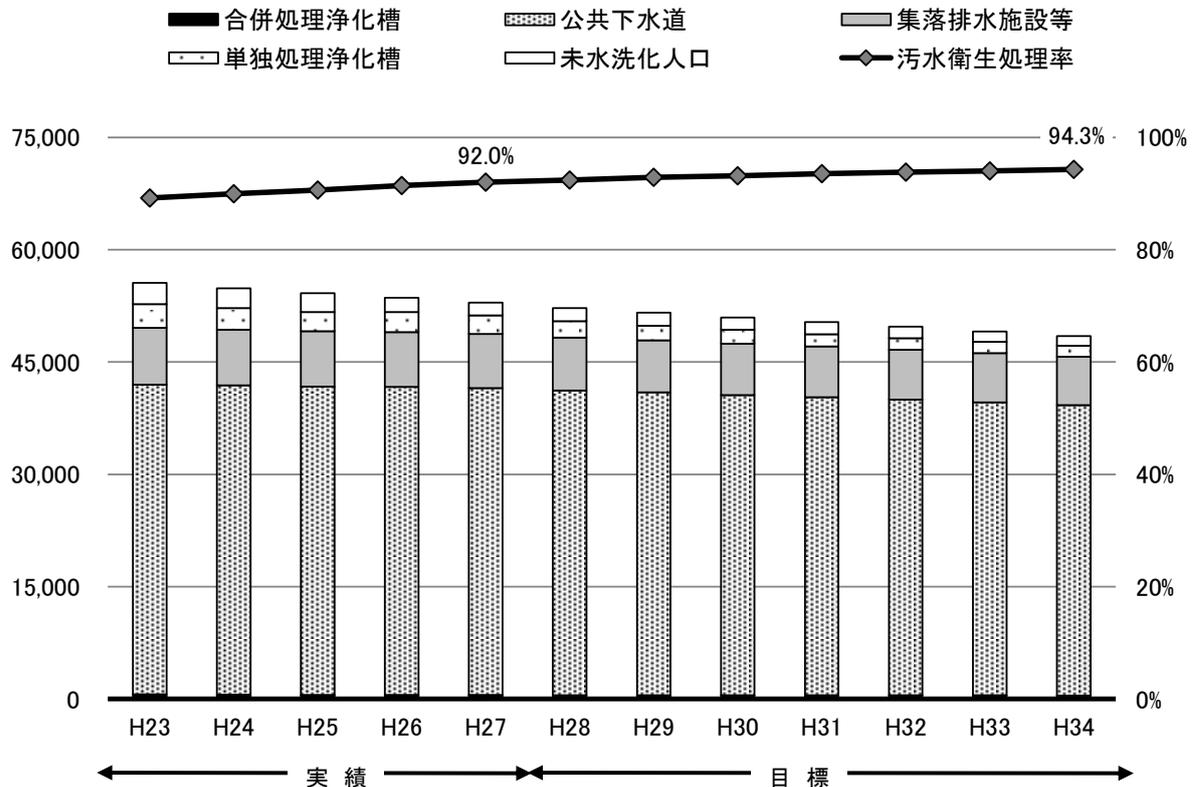
(2) 生活排水処理形態別人口の推移

① 砺波市



添付図 6 生活排水処理形態別人口の推移

② 南砺市



添付図 7 生活排水処理形態別人口の推移

4. 現有処理施設の概要

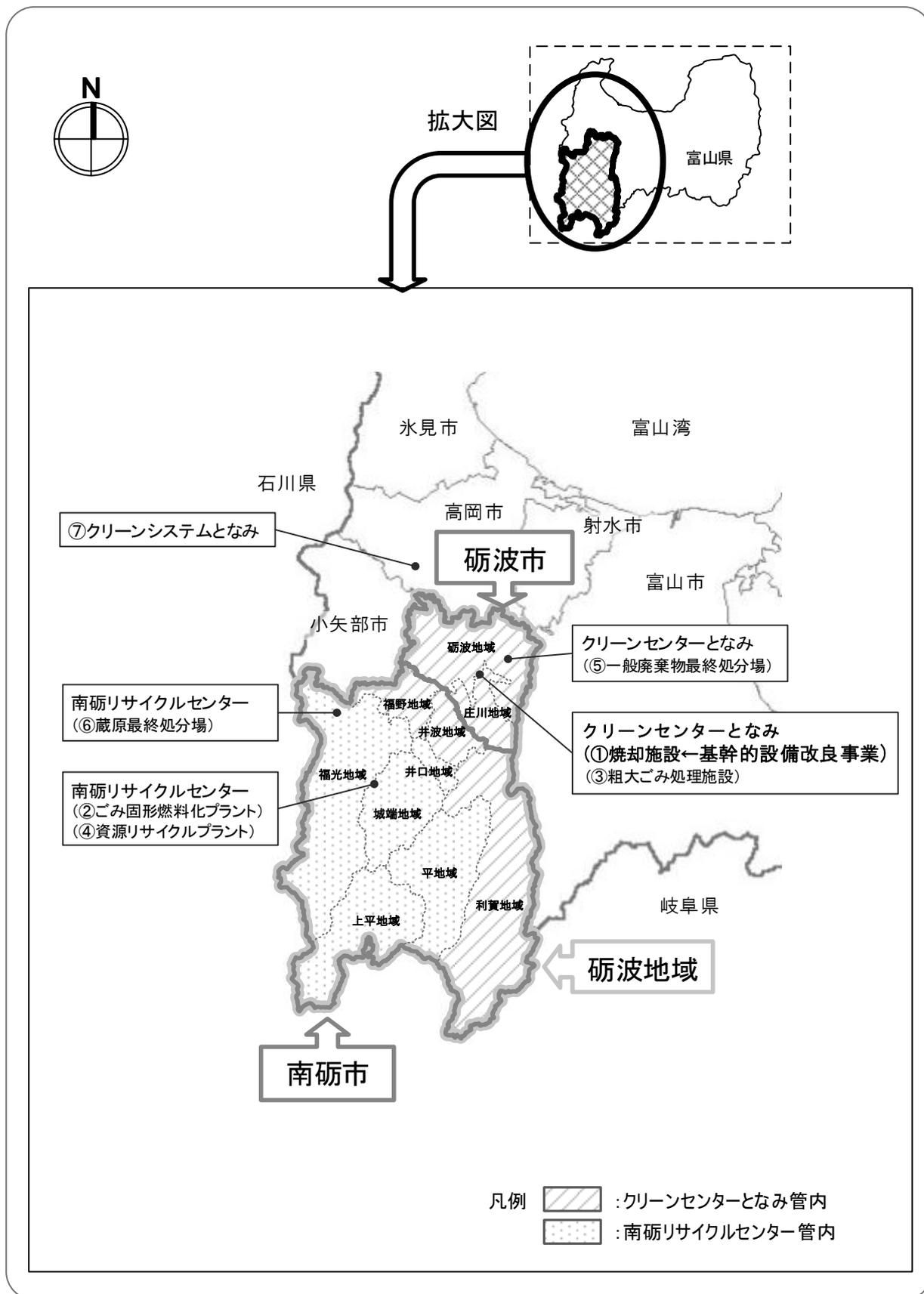
番号	施設名称	処理する 廃棄物	処理能力	所在地	竣工年	位置図 対応 ^{※1}
1	クリーンセンターとなみ 焼却施設	燃えるごみ 破碎後の 可燃残渣物	73.2t/24h	砺波市太田1873-1	H3.1	①
2	南砺リサイクルセンター ^{※2} ごみ固形燃料化プラント	燃えるごみ 破碎後の 可燃残渣物	24t/日	南砺市立野原西966	H7.3	②
3	クリーンセンターとなみ 粗大ごみ処理施設	燃えないごみ 粗大ごみ 資源ごみ等	9t/5h	砺波市太田1873-1	H8.9	③
4	南砺リサイクルセンター 資源リサイクルプラント	燃えないごみ 粗大ごみ 資源ごみ等	8t/5h	南砺市立野原西966	H7.3	④
5	クリーンセンターとなみ 一般廃棄物最終処分場	不燃物 焼却灰	57,000m ³	砺波市徳万字赤坂62	H13.3	⑤
6	南砺リサイクルセンター 蔵原最終処分場	ガラス陶器類 瓦 がれき等	31,800m ³	南砺市蔵原平ヶ原321	S56.3	⑥
7	クリーンシステムとなみ ^{※3}	し尿 浄化槽汚泥	104kl/日	高岡市福岡町土屋710	H12.3	⑦

※1『5. 地域内の施設の現況と予定(位置図)(次頁)』及び『3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定(P.資料-9)』に示す番号に対応。

※2ごみ固形燃料化プラントは、平成24年10月より休止。現在は、積込み中継施設として使用中。

※3施設の事業主体は、砺波地方衛生施設組合(構成市:高岡市・小矢部市・砺波市・南砺市)。

5. 地域内の施設の現況と予定(位置図)



添付図 9 砺波地域内の施設配置図

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（平成29年度）

1 地域の概要

(1) 地域名	砺波地域	(2) 地域内人口	102,217 人	(3) 地域面積	795.82 km ²
(4) 構成市町村等名	砺波広域圏事務組合、砺波市、南砺市	(5) 地域の要件*	人口()面積() 沖縄 離島 奄美()豪雪()山村()半島()過疎()その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市：砺波市、南砺市				設立年月日：昭和45年7月16日

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○をつける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（割合※）					目標（割合※）	
		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成34	[H27比※]
排出量 (集団回収除く)	事業系 総排出量	トン	7,677	8,181	8,158	8,300	8,296	7,446 [- 10.2%]
	1事業所当たりの排出量	トン/事業所	1.26	1.36	1.38	1.43	1.45	1.48 [+ 2.1%]
	家庭系 総排出量	トン	18,615	19,187	18,579	18,539	18,876	16,591 [- 12.1%]
	1人当たりの排出量	kg/人	164.56	170.34	165.84	168.07	171.97	143.05 [- 16.8%]
	合計 事業系・家庭系排出量合計	トン	26,292	27,369	26,737	26,840	27,171	24,038 [- 11.5%]
再生利用量	直接資源化量	トン	461 (2%)	569 (2%)	639 (2%)	591 (2%)	592 (2%)	1,842 (8%)
	総資源化量 (集団回収を含む)	トン	7,813 (27%)	6,478 (22%)	4,452 (15%)	4,020 (14%)	4,003 (14%)	5,563 (21%)
熱回収量	熱回収量 (年間の余熱利用量)	GJ	1,255	1,321	1,256	1,184	1,278	1,278
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差)	トン	18,362 (70%)	20,308 (74%)	21,372 (80%)	21,869 (81%)	22,094 (81%)	18,272 (76%)
最終処分量	埋立最終処分量	トン	2,723 (10%)	3,126 (11%)	3,241 (12%)	3,001 (11%)	3,062 (11%)	2,538 (11%)
	集団回収量	トン	2,606	2,544	2,328	2,050	1,987	2,335 [+ 17.5%]

※排出量の[]値は現状[H27]に対する割合を、その他の()値は排出量合計に対する割合

備考1) 四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

備考2) 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した(P.資料-2,3)。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
① 焼却施設 (クリーンセンターとなみ)	本組合	階段式高速燃焼 ストーカ炉 (全連続燃焼方式)	有	※1 73.2t/24h	H3.2	H33.8 更新 〔基幹的 設備改良〕	施設の 集約化	階段式高速燃焼 ストーカ炉 (全連続燃焼方式)	H33.8	※2 90t/24h	
② ゴミ固形燃料化 プラント (南砺リサイクルセンター)	本組合	破碎・乾燥・混合・ 成形(固形燃料)	有	28t/7h	H7.4	—	—	—	—	—	
		【H24.10～休止中】 積み込み中継施設	—	24t/日	—						
③ 粗大ゴミ処理施設 (クリーンセンターとなみ)	本組合	破碎・選別・保管	有	9t/5h	H8.10	—	—	—	—	—	
④ 資源リサイクル プラント (南砺リサイクルセンター)	本組合	破碎・選別・圧縮・ 保管	有	8t/5h	H7.4	—	—	—	—	—	
⑤ 最終処分場 (クリーンセンターとなみ)	本組合	準好気性埋立構造	有	57,000m ³	H13.4	—	—	—	—	—	
⑥ 最終処分場 (南砺リサイクルセンター)	本組合	安定型	無	31,800m ³	S56.4	—	—	—	—	—	
⑦ し尿処理施設 (クリーンシステムとなみ)	※3 砺波地方衛生 施設組合	膜分離高負荷脱窒 素処理＋高度処理	有	104kl/日	H12.3	H31.3 〔汚泥再生処理 センターとして 整備〕	施設の老朽化、 搬入量減少への 対応、汚泥の資 源化(助燃剤化)	高効率型前脱水(助 燃剤化)＋脱窒素処 理＋高度処理	H31.3	55kl/日	

※1当初届出では70t/16hの施設だったが、老朽化による能力低下により、暫定的に24時間運転しているもの(16時間に換算すると48.8t)。

※2今回の改良事業により、能力を60t/16hまで回復させた上で、南砺リサイクルセンター管内からの受入を踏まえ24時間運転にするもの。

※3施設の事業主体である砺波地方衛生施設組合の構成市は高岡市、小矢部市、砺波市、南砺市であることから、掲載している。なお、汚泥再生処理センターの整備は、「砺波地方衛生施設組合地域 循環型社会形成推進地域計画」に基づき行われる。

備考)別添資料として計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した(P.資料-7)。

4 生活排水処理の現状と目標

砺波市

指標・単位	年	過去の状況・現状					目標
		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成34
総人口		49,802	49,877	49,588	49,292	49,272	48,077
合併処理浄化槽	汚水衛生処理人口	7,234	7,259	7,198	7,245	7,145	6,478
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	14.5%	14.6%	14.5%	14.7%	14.5%	13.5%
公共下水道	汚水衛生処理人口	25,647	25,731	26,791	27,146	27,839	31,893
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	51.5%	51.6%	54.0%	55.1%	56.5%	66.3%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	5,375	5,268	5,258	5,209	5,136	5,381
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	10.8%	10.6%	10.6%	10.6%	10.4%	11.2%
コミュニティ・プラント	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	11,546	11,619	10,341	9,692	9,152	4,325
	汚水衛生未処理率	23.2%	23.3%	20.9%	19.7%	18.6%	9.0%

備考1) 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した(P.資料-4)。

備考2) 四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

南砺市

指標・単位	年	過去の状況・現状					目標
		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成34
総人口		55,561	54,832	54,210	53,582	52,945	48,486
合併処理浄化槽	汚水衛生処理人口	629	591	537	563	530	482
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%
公共下水道	汚水衛生処理人口	41,332	41,285	41,211	41,136	40,983	38,766
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	74.4%	75.3%	76.0%	76.8%	77.4%	80.0%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	7,619	7,458	7,367	7,287	7,222	6,479
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	13.7%	13.6%	13.6%	13.6%	13.6%	13.4%
コミュニティ・プラント	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	5,981	5,498	5,095	4,596	4,210	2,759
	汚水衛生未処理率	10.8%	10.0%	9.4%	8.6%	8.0%	5.7%

備考3) 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した(P.資料-4)。

備考4) 四捨五入の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			事業期間
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	砺波市	966	3,138	昭和12年	70	210	平成34年	H32, H33

備考1) 別添資料として計画地域内における生活排水処理に係る計画を地図上に示したものを添付した(P.資料-5)。

備考2) 砺波市の平成29～31年度における合併処理浄化槽の整備は、「砺波地方衛生施設組合地域 循環型社会形成推進地域計画」に基づき行われる。

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 29 年度)

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
			単位		開始	終了	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度			
○廃棄物処理施設への先進的設備導入事業	-	-	-	-			3,061,000	-	2,500	833,800	1,643,500	581,200	2,144,670	-	-	596,900	1,271,300	276,470	
クリーンセンターとなみ基幹的設備改良事業(※1)	1	本組合	90	t/24h	H30	H33	3,061,000	-	2,500	833,800	1,643,500	581,200	2,144,670	-	-	596,900	1,271,300	276,470	
○浄化槽に関する事業	-	-	-	-			35,000	-	-	-	17,500	17,500	30,870	-	-	-	15,435	15,435	
浄化槽設置整備事業(※2)	2	砺波市	70	基	H32	H33	35,000	-	-	-	17,500	17,500	30,870	-	-	-	15,435	15,435	
○廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業	-	-	-	-			9,000	9,000	-	-	-	-	9,000	9,000	-	-	-	-	
廃棄物処理施設への先進的設備導入事業(事業番号1)に係る長寿命化総合計画策定支援事業(※1)	31	本組合	-	-	H29	H29	9,000	9,000	-	-	-	-	9,000	9,000	-	-	-	-	
○施設整備に関する計画支援事業	-	-	-	-			56,000	28,000	28,000	-	-	-	56,000	28,000	28,000	-	-	-	
廃棄物処理施設への先進的設備導入事業(事業番号1)に係る生活環境影響調査事業(※1)	32	本組合	-	-	H29	H30	48,000	20,000	28,000	-	-	-	48,000	20,000	28,000	-	-	-	
廃棄物処理施設への先進的設備導入事業(事業番号1)に係る事業者選定支援等事業(※1)	33	本組合	-	-	H29	H29	8,000	8,000	-	-	-	-	8,000	8,000	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	-	3,161,000	37,000	30,500	833,800	1,661,000	598,700	2,240,540	37,000	28,000	596,900	1,286,735	291,905	

※1「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付要綱」の交付対象事業に該当。

※2「循環型社会形成推進交付金交付要綱」の交付対象事業に該当。

備考) 砺波市の平成29～31年度における合併処理浄化槽の整備は、「砺波地方衛生施設組合地域 循環型社会形成推進地域計画」に基づき行われる。

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	事業主体			事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画				
				砺波市	南砺市	本組合	開始	終了		平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
発生抑制、再使用の推進に関するもの	101	環境教育・環境学習の充実	ごみについて学び・知る機会を、地域社会及び学校教育の場に提供する。また、各センター等の見学や出前講座の開催等を継続し、ごみ処理事業に対する社会意識の育成に取り組む。	○	○		H 29	H 33		環境教育・環境学習の充実				
	102	PR・啓発活動の推進	ごみやリサイクルの動向を、市民・事業者・行政間で共有するため、各種広報媒体を活用して情報提供する。また、啓発活動の場の提供を継続し、市民が環境を学び体験する機会を創出する。	○	○		H 29	H 33		PR・啓発活動の推進				
	103	不用品等の再使用促進のための啓発・支援	本組合所管の各センターで行う粗大ごみとして排出される「不用品」の斡旋や不用品交換会の場の提供を継続し、「リユースネットワーク」を普及させ、物を大切に使う意識の育成に取り組む。	○	○	○	H 29	H 33		不用品等の再使用促進のための啓発・支援				
	104	家庭系ごみの処理手数料(家庭系ごみの有料化)の適宜見直し	収集燃えるごみ及び燃えないごみ(一部地域のみ)の有料化を実施している。今後も、有料化による成果を維持・拡大していくため、有料化の見直しを適宜実施する。	○	○		H 29	H 33		家庭系ごみの処理手数料の適宜見直し				
	105	補助金制度等による経済的な支援	ごみの減量化・資源化に向けた取組を経済的な側面から支援するため、生ごみ処理容器等の設置や集団回収等に対する補助金交付制度等を継続する。	○	○		H 29	H 33		補助金制度等による経済的な支援				
	106	使用済み小型家電類の資源化の推進	小型家電類を資源ごみとして分別回収し、リサイクルを推進し、天然資源の抑制に繋げる。	○	○		H 29	H 33		使用済み小型家電類の資源化の推進				
	107	天ぷら油(動物性油脂、パーム油を除く)の資源化の推進	家庭等から回収した天ぷら油をハンドソープの原料としてリサイクルしたり、ボイラー等燃料として資源化したりしている。回収は水質汚濁負荷量の削減の促進にもなるため、今後も継続する。	○	○		H 29	H 33		天ぷら油の資源化の推進				
	108	パソコンの資源化の推進	これまで排出禁止ごみとしていたパソコンの資源化を促進するため開始した各センターへの直接持込(無料)を、今後も継続する。	○	○	○	H 29	H 33		パソコンの資源化の推進				
	109	生ごみの資源化の推進	「G7富山環境大臣会合」で採択された「富山物質循環フレームワーク」の食品ロス・食品廃棄物対策として、今後も「南砺市バイオマスタウン構想」と連動した資源化事業を引き続き推進していくとともに、家庭生ごみの分別回収について検討していく。	○	○		H 29	H 33		生ごみの資源化の推進				
	110	プラスチック製品の店頭回収の実施	生活用品等のプラ製品(ワラ製容器包装を除く)は燃えるごみとされているが、近年、民間資源化施設の整備が進んでおり、今後は分別排出ルールや回収方法、受入先の整備等について検討する。	○	○		H 29	H 33		プラスチック製品の店頭回収の実施				
	111	「バイオマスタウン構想」と連動した資源化事業の推進	「南砺市バイオマスタウン構想」に即したバイオマスの利活用を積極的に推進している。構想と連動した資源化事業を推進するため、関係部局と連携し、計画的に事業を推進する。		○		H 29	H 33		「バイオマスタウン構想」と連動した資源化事業の推進				
	112	生活排水対策に係る広報・啓蒙活動による意識啓発	水質汚濁負荷削減のため、補助制度や合併処理浄化槽管理に関する広報活動の実施や、食食用油ポット等の汚濁物質排出抑制品の普及、無リン洗剤使用の啓蒙を定期的に実施する。	○	○		H 29	H 33		生活排水対策に係る広報・啓蒙活動による意識啓発				
事業所における推進	113	排出事業者への指導・啓発	排出事業者への減量指導体制の強化に引き続き取り組む。今後は「事業系一般廃棄物減量・資源化計画書」の作成と提出の義務づけについて検討する。	○	○		H 29	H 33		排出事業者への指導・啓発				
	114	事業系ごみの処理手数料の見直し	搬入量にkg単価を乗じる従量制により課金し、有料化を行っている。今後もこの制度を継続するとともに、実際に要する処理・処分費用に応じて、処理手数料の料金体制等を適宜見直す。		○		H 29	H 33		事業系ごみの処理手数料の見直し				
	115	「とやまエコストア」協力店登録制度の活用と市民への周知	富山県では、エコライフの一層の定着・拡大を図るため「とやまエコストア制度」を創設した。今後も、本制度の活用を小売店等に働きかけるとともに、協力店を市民に広く周知する。	○	○		H 29	H 33		「とやまエコストア」協力店登録制度の活用と市民への周知				
	116	補助金制度等による経済的な支援	ごみの減量化及び資源化に向けた取組を経済的な側面から支援するため、中小企業や各種団体への補助金交付制度等を継続する。また、資源化に係る環境整備について調査・研究する。	○			H 29	H 33		補助金制度等による経済的な支援				
す業処、理も変体の更替の関構	21	分別排出ルール等の見直し(分別統一)	基幹的設備改良に伴い、施設の効率的な運営を図るため、分別排出ルール(焼却対象物)や収集方式、収集頻度等の見直しを行い、砺波地域内での分別統一を図る。	○	○	○	H 29	H 33		分別排出ルール等の見直し(分別統一)				
	22	浄化槽設置の推進	下水道及び集落排水施設等の処理区域以外の人口散在地域等において、合併処理浄化槽の整備を引き続き進める。	○	○		H 29	H 33		浄化槽設置の推進				
の備処に理関施す整のも整	1	クリーンセンターとみなみ基幹的設備改良事業(※1)	燃えるごみの「両市統合処理(施設の集約化)」を行い、施設運営の効率化(施設の初期投資費、維持管理費の削減等)を図るために、クリーンセンターとみなみ基幹的設備改良事業を実施する。			○	H 30	H 33	○	基幹的設備改良事業				
	2	浄化槽設置整備事業(※2)	し尿と生活雑排水(台所、洗濯、風呂などの排水)を合わせて処理する合併処理浄化槽(個人設置型)の設置費用に対して補助することで、生活排水改善の促進を図る。	○			H 32	H 33	○	浄化槽設置整備事業				
関合お廃す計け業る物も策長理の支命能援化設に総に	31	1の計画策定支援 〔長寿命化総合計画策定支援事業(※1)〕	環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き(ごみ焼却施設編)」に基づき、クリーンセンターとみなみの総合的な長寿命化計画を策定する。			○	H 29	H 29	○	長寿命化計画策定				
関の施す計設の面整も支備の援に係	32	1の計画支援 〔生活環境影響調査事業(※1)〕	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に伴う生活環境影響調査を行う。			○	H 29	H 30	○	生活環境影響調査の実施				
	33	1の計画支援 〔事業者選定支援等事業(※1)〕	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に係る工事発注仕様書等作成、事業者選定の支援を行う。			○	H 29	H 29	○	仕様書作成事業者選定支援				
その他	41	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	廃家電のリサイクルについては、料金販売回収方式と、リサイクル券の交付を受けたものに限りに、各センターへ持込(有料)方法がある。引き続き、回収方法の普及啓発を行う。	○	○		H 29	H 33		廃家電のリサイクルに関する普及啓発				
	42	不法投棄防止対策の推進・監視体制の整備	「全国ごみ不法投棄監視ウイング」への参画の他、パトロールや自主的監視の啓発、カメラの設置等、監視体制の強化を図っている。有料化に付随する問題のため、今後も引き続き、厳正で適切な対策を推進する。	○	○		H 29	H 33		不法投棄防止対策の推進・監視体制の整備				
	43	災害時の廃棄物処理に関する事項	「地域防災計画」内で想定されている災害廃棄物の処理を適切かつ迅速に行えるような体制を整備するとともに、平常時から関係機関と連携し、被災時における廃棄物処理体制を整備する。また、「災害廃棄物処理計画」の策定について検討する。	○	○		H 29	H 33		災害時の廃棄物処理に関する事項				

※1「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付要綱」の交付対象事業に該当。

※2「循環型社会形成推進交付金交付要綱」の交付対象事業に該当。

備考)砺波市の平成29～31年度における合併処理浄化槽の整備は、「砺波地方衛生施設組合地域 循環型社会形成推進地域計画」に基づき行われる。

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 富山県

(1) 事業主体名	砺波広域圏事務組合
(2) 施設名称	クリーンセンターとなみ
(3) 工期	平成30年度 ～ 平成33年度
(4) 施設規模	処理能力 90 t / 日 (45 t / 24 h × 2 炉)
(5) 形式及び処理方式	形 式：階段式高速燃焼ストーカ炉 処理方式：全連続燃焼方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有 ・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 (温水利用) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	長寿命化計画に基づき施設の基幹設備を改良するもので、施設の稼働に必要な電力消費等に伴い排出されるCO ₂ 量を3%以上削減する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	該当なし
--------------	------

「高効率原燃料化施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	該当なし
(11) 回収ガスの利用計画	該当なし

(12) 事業計画額	3,061,000千円
------------	-------------

備考)「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付要綱」の交付対象事業に該当。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 富山県

(1) 事業主体名	砺波市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	河川の水質の汚濁防止と生活環境の改善を図るため、合併処理浄化槽を設置する者に対して補助する。
(4) 事業期間	平成32年度～平成33年度
(5) 事業対象地域の要件	第3-(1)-ア-(ウ)
(6) 事業計画額	交付対象事業費 30,870千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (210人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	基（人分）	基			
6～7人槽	70基（210人分）	基	30,870千円	35,000千円	30,870千円
8～10人槽	基（人分）	基			
11～20人槽	基（人分）	基			
21～30人槽	基（人分）	基			
31～50人槽	基（人分）	基			
51人槽以上	基（人分）	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合計	70基（210人分） 改築を除く	基	30,870千円	35,000千円	30,870千円

備考1)「循環型社会形成推進交付金交付要綱」の交付対象事業に該当。

備考2) 砺波市の平成29～31年度における合併処理浄化槽の整備は、「砺波地方衛生施設組合地域 循環型社会形成推進地域計画」に基づき行われる。

長寿命化総合計画策定支援概要

都道府県名 富山県

(1) 事業主体名	砺波広域圏事務組合
(2) 事業目的	クリーンセンターとなみ（廃棄物処理施設）の基幹的設備改良事業のため
(3) 事業名称	廃棄物処理施設への先進的設備導入事業（事業番号 1）に係る長寿命化総合計画策定支援事業
(4) 事業期間	平成 2 9 年度
(5) 事業概要	環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」に基づき、クリーンセンターとなみの総合的な長寿命化計画を策定する。
(6) 事業計画額	9,000千円

備考)「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付要綱」の交付対象事業に該当。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 富山県

(1) 事業主体名	砺波広域圏事務組合	
(2) 事業目的	クリーンセンターとなみ（廃棄物処理施設）の基幹的設備改良事業のため	
(3) 事業名称	廃棄物処理施設への先進的設備導入事業（事業番号 1）に係る生活環境影響調査事業	廃棄物処理施設への先進的設備導入事業（事業番号 1）に係る事業者選定支援等事業
(4) 事業期間	平成 29 年度 ～ 平成 30 年度	平成 29 年度
(5) 事業概要	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に伴う生活環境影響調査を行う。	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に係る工事発注仕様書等作成、事業者選定の支援を行う。
(6) 事業計画額	48,000千円	8,000千円

備考)「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付要綱」の交付対象事業に該当。